

**八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例の一部改正の概要について**

1 改正の理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する補償基礎額及び介護補償の額の引き上げ並びにその他規定の整備をするためのものである。

2 改正の主な内容

(1) 介護補償の額の改定

		(改定前)	(改定後)
介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときの補償上限額（1月）	常時介護を受けている場合	165,150円	166,950円
	随時介護を受けている場合	82,580円	83,480円
親族等による介護を受けたときの補償下限額（1月）	常時介護を受けている場合	70,790円	72,990円
	随時介護を受けている場合	35,400円	36,500円

(2) 公務災害補償の算定の基礎となる補償基礎額の改定

<改定前>

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	6,198円	7,955円	9,580円
学校薬剤師の補償基礎額	5,225円	6,203円	6,880円

<改定後>

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	6,245円	8,003円	9,608円
学校薬剤師の補償基礎額	5,263円	6,240円	6,900円

(3) 規定の整備

第2条第2項中「における」を「(附則第1条の4第5項及び第6項において単に「事故発生日」という。)において」に改め、附則第1条の4第5項及び第6項中「百分の五」を「事故発生日における法定利率」に改める。

3 施行時期

条例公布の日から施行する。

ただし、上記2の(1)については令和2年4月1日以後、上記2の(2)については平成31年4月1日以後に支給すべき理由の生じた補償等について、上記2の(3)については事故発生日が令和2年4月1日以後である傷害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金について適用し、その他の補償等については、従前のとおり適用するものとする。